

令和7年度 神奈川支部保険料率について

令和7年1月16日

令和7年度 協会けんぽ神奈川支部保険料率の見込み

神奈川支部 健康保険料率

現行（令和6年度）

10.02 %



令和7年4月納付分から

9.92 %

※令和6年度から0.1%引き下げ

- 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、上記健康保険料に介護保険料が加わります。
- 健康保険料と介護保険料は、労使折半です。

都道府県単位保険料率の算定について(令和7年度見込み)

○震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和7年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

(単位:%)

| | 医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a) | 調整 (b) | | 医療給付費についての調整後の所要保険料率 (a+b) | 所要保険料率 (a+b+4.65) | 令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分 | 保険料率 (精算反映後、インセンティブ反映前) (c) | 保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d) |
|-----|-----------------------------|--------|------|-------------------------------|----------------------|------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| | | 年齢調整 | 所得調整 | | | | | |
| 全国計 | 5.35 | - | - | 5.35 | 10.00 | - | 10.00 | 10.00 |
| 神奈川 | 5.00 | ▲0.06 | 0.36 | 5.30 | 9.95 | ▲0.04 | 9.91 | 9.92 |

- (注) ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51%）、前期高齢者納付金等（3.38%）、保健事業費等（0.78%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.65%）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部ごとの加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和5年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和7年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は12月23日に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料3）の「令和5年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

令和7年度保険料率に関してご意見をいただきたい事項

都道府県単位保険料率を変更するにあたり、健康保険法第160条第6項及び第7項に基づき、支部長が評議会の意見を聴いたうえで、理事長に対し都道府県単位保険料率の変更に係る意見を提出する（保険料率の変更がない場合は、任意提出）。

今回の評議会においては、以下について、ご意見をいただきたい。

令和7年度の神奈川支部保険料率（10.02%から9.92%に変更）について、
神奈川支部評議会としてのご意見

（参考）健康保険法（抄）

（保険料率）
第160条

1～5（省略）

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聞いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合は、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

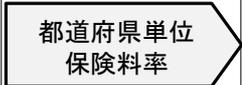
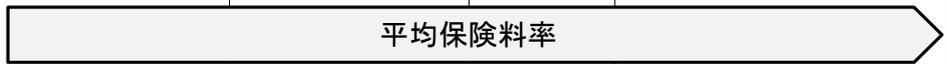
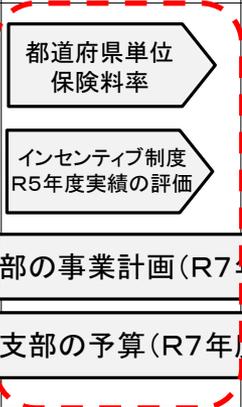
10～17（省略）

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

(第131回運営委員会資料2-1 再掲)

| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | | | | |
|-------|--------------------|-----------------------------------|-----|---------------|-----------------------|------|--------|------|
| 運営委員会 | 9/12 | | | 12/2 | 12/23 | 1/29 | (2/19) | 3/21 |
| | 平均保険料率 | | | | 事業計画(R7年度) | | | |
| 支部評議会 | | 平均保険料率 | | | | | | |
| | | 支部事業計画・ 支部保険者機能強化予算の 事前意見聴取 | | | | | | |
| 国・その他 | | 社会保険 適用拡大の施行 | | 健康保険証 発行終了 | | | | |
| | 令和7年度薬価改定 分析・調査・検討 | | | | 薬価改定の 骨子案 とりまとめ | | | |

(保険料率の広報等)



令和7年度保険料率について

令和7年度 平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状・課題等》

I. 現状（令和5年度決算）

協会けんぽの令和5年度決算は、収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円となった。保険料収入の増加等による収入の増加（前年度比+3,011億円）が保険給付費や後期高齢者支援金の増加等による支出の増加（同+2,668億円）を上回ったことにより、単年度収支差は前年度比で増加（+343億円）したが、これは前年度の国庫補助の精算等が影響（その他の支出が前年度比▲683億円の減少など）したためである。

令和5年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しているが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円（2,577+418）の増加、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円（1,993+1,358）の増加であり、支出の方が収入よりも伸びている。そのため、単年度収支差は、実質的には前年度より縮小している。

II. これまでの協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）財政の経緯 ⇒ 資料1-2 P1 [参考データ1]

（旧政府管掌健康保険時代）

- ・旧政府管掌健康保険では、1981（昭和56）年度以降、保険料収入が伸びたこと等により、財政収支が黒字基調に推移し、1991（平成3）年度末に積立金が1.4兆円となった。
- ・こうした中、この1.4兆円の積立金を活用した事業運営安定資金（積立金）が創設され、5年を通じて収支均衡を図りながら財政運営する方式（中期財政運営）に移行した（平成4年健保法改正）。
- ・この中期財政運営では、保険料率を下げる（8.4%→8.2%）とともに、国庫補助率を「当分の間13%」とすることとされた。
- ・その結果、当時の財政規模で5.1か月分相当あった準備金が、5年後の1997（平成9）年には枯渇する見通しとなり、患者負担2割導入の制度改正等により数年間は枯渇を回避したものの、2002（平成14）年度末には単年度収支差▲6,169億円となり、準備金が枯渇した。
- ・この財政危機に対して、診療報酬・薬価のマイナス改定や2003（平成15）年度の患者負担3割導入等により対応した。

(協会発足以降)

- ・ 2009年度は単年度収支4,893億円の赤字、累積で3,179億円の赤字となり、この累積赤字解消のため、協会設立時に8.20%でスタートした平均保険料率は2010（平成22）年度から3年連続で引上げ（2010（平成22）年度：9.34%、2011（平成23）年度：9.50%、2012（平成24）年度：10.00%）、2013（平成25）年度以降は10.00%で据え置きとしている。
- ・ この協会の財政問題に対しては、国においても国庫補助率の引上げ（13%→16.4%）による財政健全化の特例措置が2010年度から2012年度までの間に講じられ、その後、さらに2年間延長された。
- ・ 協会では、中長期的に安定した財政運営の実現のため、国による国庫補助率の引上げについて暫定措置でない恒久的な措置とするよう求めるとともに、関係方面への働きかけ等を行い、その結果、2015（平成27）年5月に成立した医療保険制度改革法において、法律に基づき期間の定めなく16.4%の国庫補助率が維持されることになった。

Ⅲ. 今後の財政収支見通し

- ・ 協会けんぽ（医療分）の2023（令和5）年度決算を足元とした収支見通し（2024（令和6）年9月試算）においては、賃金及び医療費について、複数の伸び率を設定するなど、計16パターンを置いて機械的に試算した。

IV. 今後の財政を考える上での留意事項

協会けんぽの今後の財政を見通すに当たっては、協会けんぽ設立以来、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が続いてきたことに加え、以下のような要因があることを念頭に置く必要がある。

⇒ 財政の赤字構造に関するデータ 資料1-2 P18、19 [参考データ18、19]

(1) 保険給付費の増加が見込まれること

協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれている。

⇒ 資料1-2 P4 [参考データ4]

[保険給付費の今後の見込み] ※ 資料1-2の推計値 (2026年度以降の伸び率+3.2%)

2024年度：約73,200億円

2029年度：約81,000億円 2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約2.2兆円

2033年度：約89,100億円 2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約7.3兆円

⇒ 「協会けんぽ加入者の平均年齢上昇」に関するデータ 資料1-2 P5、6、7 [参考データ5、6、7]

⇒ 「医療の高度化」に関するデータ 資料1-2 P8、9、10 [参考データ8、9、10]

(2) 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること

2023年度：約21,900億円 → 2024年度：約23,300億円 → 2025年度：約25,700億円

2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約1.3兆円

2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約2.5兆円

⇒ 資料1-2 P11 [参考データ11]

(3) 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること

厚生労働省「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」において、短時間労働者や個人事業所について新たに被用者保険の適用対象とする方向が示されている。これらの方々が適用対象となる場合、大半が協会けんぽに加入することが見込まれるが、その場合における協会けんぽの財政に負担が生じるおそれがある。

[参考] (いずれも厚生労働省懇談会資料から引用)

- 週20～30時間労働者数 現対象外310万人
- 週20時間未満労働者数 560万人
- 本業がフリーランス 209万人

⇒ 資料1-2 P12、15 [参考データ12、15]

- 短時間被保険者の性別・平均年齢（協会けんぽ・健保組合）

女性：62万人 49.7歳
男性：20万人 53.2歳

⇒ 資料1-2 P13 [参考データ13]

2024年3月末時点 平均年齢（協会けんぽ）
・被保険者 46.4歳
・被扶養者 25.9歳
・加入者 39.0歳

- 短時間被保険者の標準報酬月額（協会けんぽ・健保組合）

令和4年11月時点 ピークは11.8万円

⇒ 資料1-2 P14 [参考データ14]

2023年度平均標準報酬月額（協会けんぽ）
304,077円

※12月23日追記

- 適用拡大による財政影響

2024年12月12日開催の第189回社会保障審議会医療保険部会資料によると、短時間労働者等への被用者保険適用拡大による協会けんぽへの財政影響は、年間510億円（完全施行後）の負担増と試算している。

(4) 保険料収入の将来の推移が予測し難いこと

足元の賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、経済の先行きが不透明であること等によって、今後の保険料収入の推移を予測することは難しい。

(5) 赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること

健康保険組合の令和5年度決算見込では、全体の5割を超える726組合（前年度決算に比べ168組合増加）が赤字となっている。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、賃金引き上げによる保険料収入への効果も予想し難いことから、財政状況の悪化した組合が解散を選択し、被用者保険の最後の受け皿である協会けんぽに移る事態が予想される。

⇒ 資料1-2 P16、17 [参考データ16、17]

[参考] 健保連公表資料（参考データ17：令和5年度健康保険組合決算見込）から引用

- 協会けんぽの平均保険料率（10%）以上の健康保険組合（令和6年3月末）
1,380組合のうち314組合（22.75%）

V. 現役世代からの健康づくり（保健事業の一層の推進）

- ・ 協会けんぽでは、保健事業の充実を図るため、2022（令和4）年10月からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を開始し、2023（令和5）年度からは生活習慣病予防健診の自己負担の軽減（38%（7,169円）→28%（5,282円））を実施しているほか、2024（令和6）年度は付加健診の対象年齢も拡大するなど、健診・保健指導、重症化予防対策の充実・強化を進めている。
- ・ さらに、現役世代への健康の保持増進のための取組を一層推進する観点から、2025（令和7）年度以降、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行うこととしている。

2025（令和7）年度：がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

2026（令和8）年度：人間ドックに対する補助の実施
若年層を対象とした健診の実施
生活習慣病予防健診の項目等の見直し

2027（令和9）年度：被扶養者に対する健診の拡充

VI. 保険者努力重点支援プロジェクト

- ・ 第118回運営委員会（2022（令和4）年9月14日開催）で報告した本プロジェクトは、都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀支部において、保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施するため、「医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差等の要因分析（課題の抽出）」や事業企画、事業評価について、医療、公衆衛生、健康づくり等に精通された外部有識者の助言を受けながら、本部と対象3支部が連携し検討・実施するもの。
- ・ 保険料率上昇の抑制が期待できる事業について、本年8月より順次実施中。対象3支部と同じ健康課題のある全支部への横展開を見据え、2025（令和7）年度に医療費や健診データを用いた定量的な効果検証を行うとともに、効果的な手法等の確立を目指す。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 令和5年12月4日 運営委員会 北川理事長発言要旨：「できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」

参考：支部評議会における意見（全体概要）

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 平均保険料10%を維持するべきという支部 | 36支部（40支部） |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10支部（6支部） |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1支部（1支部） |

※（ ）内は昨年度の支部数

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和7年度保険料率の変更時期について、令和7年4月納付分（3月分）からでよいか。

参考：支部評議会における意見

保険料率の変更時期について、4月納付分（3月分）以外の意見はなし

前々回（9/12）の運営委員会における令和7年度保険料率に関する運営委員の主な意見①

- 令和7年度保険料率について、中小企業・小規模事業者の現在の経営環境は、原材料価格の高騰に加え、人手不足による防衛的な賃上げを強いられ、さらに社会保険料の負担増により大変厳しい状況にある。それに対して、協会けんぽの令和5年度決算の収入超過は4662億円となり、準備金も5兆円を突破しているため、事業者から保険料率引下げの要望がより強くなっている。
また、保険給付費が伸び続けたにもかかわらず、国庫特例減額措置等で国庫補助率が横ばいとなっており、実質的に国庫補助率が低くなっていることも保険料率を引き下げられない要因となっている。
これらの状況を踏まえて、まず、国庫補助率の引上げと国庫特例減額措置の撤廃を国に強力に要望すること、二つ目として、保険料率の引下げを検討いただくこと、この2点をあらためて強く要望する。
- 保健事業の一層の推進について、人間ドックに対する補助等の保健事業の拡充が提案されており、感謝と賛成の意見である。協会けんぽの戦略的保険者機能の発揮という意味で、将来的な医療費の削減につながると思う。こうした保健事業が多くあるが、保険料負担に対応する一種の還元策であって、歓迎したい。他の費用を削っても、こうした医療費削減に直接つながる事業を進めてほしい。
- 今後の協会けんぽの収支見通しについて、楽観視はできないと受け止めた。現在は、平均保険料率10%が維持されているが、もしも今後、保険料率が増加するようなことがあれば、企業経営や従業員の生活に大きな影響が出ることが予想される。負担を増やすことなく収支を保つ取組を進めるべきである。そのためには、上昇が続いている医療費の伸びを抑えつつ、給付が野放図に拡大しないよう、医療費適正化の取組を進めることが必要である。
- 政府管掌時代の健康保険の財政状況は非常に悪く、被保険者の立場からすると、非常に不安定な保険者体制だと感じていた。ただ、当時は政府管掌だったことから、いざとなったときは国が何とかしてくれると思っていた。公法人の協会けんぽとなったため、安定運営が重要であり、被保険者にとっての大きな安心感になっている。協会けんぽになった2008年から、国庫補助が恒常化したおかげで、安定財政が築けているところが、被保険者にとって非常に大きな安心感につながっている。やはり国庫補助は20%まで引き上げていただきたい。

前々回（9/12）の運営委員会における令和7年度保険料率に関する運営委員の主な意見②

- 今後の収支見直しを見ると、平均保険料率10%を維持したとしても、いずれ単年度収支でマイナスに陥るときが到来するという、基本的な財政構造にあることが確認できる。また、賃金の上昇が保険財政に与える影響の大きさというものも改めて確認できた。
一方、今後も当面は積み上がるであろう準備金残高の規模は、やはり大きいと言わざるを得ない。複数の試算で5年間程度は6兆円規模の水準が続くというシミュレーションになっている。こうした試算も参考にしながら、今後、平均保険料率を検討していく中で、この間、中長期で考えてきて、今後もその視点は重要であると認識しているが、準備金残高が5兆円、6兆円という状況をそのままにしておくことには課題を感じている。
例えば、雇用保険制度では、積立金の水準も含めた財政状況に応じて、基本となる保険料率をそのままにして、保険料率を上下に変更できる弾力条項を設けている。こういった仕組みも参考に、準備金残高が、一定の金額、あるいは、法定準備金に対する一定の比率を超える場合には、中長期の平均保険料率はそのままに、平均保険料率を単年度で下げられるといったような仕組みを検討することもできるのではないかと。
また、支部が果たす保険者機能だけでは解消できない、医療提供体制による保険料率の格差解消に活用するなど、支部の料率算定ルールの見直しも検討できるのではないかと。
- 中小企業の立場からすると、この安定した財政を数字で置き換えるということなのか、今積み上がっている準備金残高があることは安定した財政と言えるのか、見通しが10年先を見て、今がどうかということが何かの定義がされているのか、不明瞭に感じる。予測不能な時代の中、答えを出すのは非常に難儀だとは思いますが、ただ、国庫補助と保険料率を今の基準まで引き上げたことで、準備金を5.2兆円積み上げたことは事実である。
いくらまで積み上げれば安定財政と言えるかを、シミュレーションから導き出したいが、予測不能な怖さがあるため、準備金は積みあがってしまう。
国庫の特例減額の仕組みというのが16.4%受け取ったうえで、余剰分を返還する制度であれば、例えば加入者に返す仕組みを考えてみてはどうか。これも安定した財政という数字的な定義を生み出せれば、支払った保険料が返ってくる、または応急的に4,000万人の保険料率を下げることも可能になるのではないかと。ポイントは可処分所得を特に若年層に対してどうやって増やしていくべきかということかと思う。

前回（12/2）の運営委員会における令和7年度保険料率に関する運営委員の主な意見①

- 中小企業は原材料、エネルギー価格の高騰に加え、人材確保の競争が激しくなる中、身を削った賃上げを強いられている。社会保険料の負担によって大変厳しい状況であり、事業者からは社会保険料の負担を減らしてほしいとの切実な声をよく聞いている。それに対し、協会の令和5年度決算における収入超過分は約4600億円となっており、準備金も5.2兆円を突破している状況を踏まえ、2点要望がある。国庫補助率の引き上げと国庫特例減額措置の撤廃を国に強く要望してほしい。もう1点は、保険料率の引き下げの検討をお願いする。
- 支部評議会の意見では、現在の法定準備金5.2兆円の妥当性、現在の保険料負担者が将来分の医療費も負担する不公平性についても指摘されており、国庫補助も含めた負担の在り方を見直す必要性を感じている。また、103万円の壁の見直し等で手取りを増やそうとしているが、賃金が上がっても社会保険料の負担で消えてしまうとの批判の声もある。医療保険者の負担についても厳しい目が注がれている。手取りを増やすことのテーマで議論するべきである。世の中の賃上げの流れにも関わらず、協会加入者の標準報酬月額が伸びていないと聞いた。なぜ伸びていないのか要因を調べてほしい。
- 人間ドックの補助事業は加入者の疾病を予防し、将来的な保険給付費の抑制につなげられる観点から素晴らしい事業であると感じている。多くの事業主、被保険者に活用いただくことで一種の保険料の還元策になると思うので周知広報の徹底をお願いしたい。
- 医療保険制度を安定的に運営していくことが加入者の安心につながると考えている。準備金の話もあったが、中長期的に財政を安定させるために使うのが有効であると考え、保険料率は10%維持する方向で検討するのが望ましい。
- 支部評議会の意見でも「保険料率が下がるとうれしいが、上がるほうに抵抗感がある。」との意見があった。安定的な財政のもとに安定的な保険料率でやっていくのが被保険者としての考えであるため、できるだけ安定的な保険料率で運営することが重要であると感じた。

前回（12/2）の運営委員会における令和7年度保険料率に関する運営委員の主な意見②

- 長期的な予想は難しく、コロナでの短期的な医療費の伸びが変化することは事前に予測できなかった。不確実性が高い中で、予備的に準備金を積み上げることは合理性があり、多くの支部が10%を維持することに賛成しているのは、安定的に準備金を積み上げることに理解を得られているからであると思う。
- 支部評議会の意見について、平均保険料率10%維持が多数であるが、両論併記の支部は昨年度より増えており、個別の意見では支部間の料率格差の意見や準備金に関する意見もある。それを踏まえて、3点意見する。
 - 令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について議論するためには、準備金残高について、その性格を明確にする観点から、不測の事態に備えた短期的な給付の急増に備える準備金と中長期的な財政安定化のための準備金を区別して表現する必要があると考える。
 - 2点目は、国庫補助について、協会けんぽの標準報酬月額が健保組合に比べ低い状態である。こうした財政基盤を支えるために国庫補助があるため、法定上限である20%引き上げに向けて取り組んでほしい。
 - 3点目は、保険料率の支部間格差について、受診行動だけではなく、医療提供体制によって生じる部分もあると考えている。効率的な医療提供体制構築に向けて、保険者協議会等を通じ、地域医療への働きかけを強化いただきたい。また保険料率の支部間格差縮小に向けた研究や取り組みの検討をしてほしい。
- 結論としては、令和7年度保険料率について、医療の高度化や後期高齢者支援金の増加等の予断を許さない状況を踏まえ、可能な限り保険料率10%を維持していただくよう要望する。ただ、中小企業の経営者としては、最低賃金の引き上げや物価の高騰、エネルギーの問題等で経営環境を圧迫する要因がある。10%の水準でいくと事業主への負担も強いることとなるため、引き下げを検討いただきたいのが正直な思いである。
 - また、若年層の従業員の目線に立つと、急激な賃上げの流れに伴い、賃金が一時的に増加しても、さらなる物価の高騰や保険料の負担等の増加によって、実質賃金が追いつかない状況である。可処分所得を増やすことで若者が成長できる、未来に期待が持てるような社会構造をつくっていくことも必要であると感じる。例えば、35歳までは負担率を軽減する等の策もあっていいのではないかと。
 - 安定した財政といえる数値的根拠が不明瞭で非常にわかりづらい。中長期的な視点で不安があるのは理解するが、何をもって安定したといえるかについても改めて検討いただきたい。
 - 過去に保険料率を引き下げた際に国庫補助も引き下げられ財政が悪化した経験があると伺った。私としては、保険料率を下げて国庫補助を上げることをすれば加入者の可処分所得も増えると思う。保険料率を下げると必ず国庫補助率が下がるのか慎重に検討すべきである。

令和7年度保険料率について (支部評議会における主な意見)

資料 1-4

令和7年度保険料率について (支部評議会における意見)

令和6年10月に開催した支部評議会においては、協会の各支部から、第131回運営委員会(9月12日開催)に提出した以下の資料等を用いて、協会の財政の現状や課題、収支の見通し等について説明した上で、令和7年度の平均保険料率についてご議論いただいた。

《支部評議会で用いた資料》

第131回運営委員会(9月12日開催)資料

- ・資料2-2 協会けんぽ(医療分)の2023(令和5)年度決算を足元とした収支見通し(2024(令和6)年9月試算)について
- ・資料2-3 令和7年度保険料率の論点について
- ・資料3 保健事業の一層の推進について

各支部から提出された評議会における平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

| 令和7年度平均保険料率について | ※ ()内は昨年の支部数 |
|-----------------------|---------------|
| ① 平均保険料10%を維持すべきという支部 | 36支部(40支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10支部(6支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1支部(1支部) |

(保険料率の変更時期については、47支部すべてにおいて、4月納付分(3月分)からとすることに対して異論は無かった。)

令和6年10月30日

令和7年度平均保険料率に関する評議会における意見（神奈川支部）

（令和6年10月28日開催 神奈川支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率10%維持はやむをえないが、中小企業の事業主の負担等を勘案して、国庫補助率について国との交渉を強めてもらいたい。
- ・ 準備金残高が低減していく中で、準備金残高が赤字とならないように維持しつつ、予算を有効に活用して医療費適正化を推進してもらいたい。
- ・ 今回提示されたような細かな準備金残高の試算を引き続き行ってもらいたい。保険料率の変更時期について、令和7年4月納付分（3月分）からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 特になし

（事業主代表）

- ・ 今回提示された資料により、楽観的に試算した場合でも2030年頃から準備金残高は低減していくことが明確になっており、平均保険料率10%維持が必要だとよく分かる。そのため今回のような様々なケースでの試算は、今後も継続していただきたい。

（被保険者代表）

- ・ 中小企業にとって10%の負担は大変難しいことを理解してもらいたい。また、現在も交渉していることは理解しているが、今後も国庫補助率が上限の20%に近づきよう更に知恵を振り絞ってもらいたい。

協会けんぽの収支見込

1. 政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

| | | 2023(R5)年度 | 2024(R6)年度 | | 2025(R7)年度 | | 備考 |
|--------|----------|------------|---------------------------|--------------------|---------------------------------------|--------------------|---|
| | | 決算 (a) | 直近見込 (2024年12月) (b) | 2024-2023 (b-a) | 政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月) (c) | 2025-2024 (c-b) | |
| 収入 | 保険料収入 | 102,998 | 106,372 | 3,374 | 107,774 | 1,402 | 2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00% |
| | 国庫補助等 | 12,874 | 11,619 | ▲ 1,255 | 11,919 | 300 | |
| | その他 | 233 | 202 | ▲ 31 | 269 | 67 | |
| | 計 | 116,104 | 118,193 | 2,089 | 119,963 | 1,770 | |
| 支出 | 保険給付費 | 71,512 | 72,767 | 1,255 | 73,757 | 991 | ○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57% |
| | 前期高齢者納付金 | 15,321 | 12,863 | ▲ 2,458 | 12,859 | ▲ 4 | |
| | 後期高齢者支援金 | 21,903 | 23,332 | 1,429 | 24,831 | 1,499 | |
| | 退職者給付拠出金 | 0 | 0 | ▲ 0 | - | ▲ 0 | |
| | 病床転換支援金 | 0 | 0 | ▲ 0 | 0 | 0 | |
| | その他 | 2,705 | 3,742 | 1,037 | 3,914 | 172 | |
| | 計 | 111,442 | 112,704 | 1,262 | 115,362 | 2,658 | |
| 単年度収支差 | | 4,662 | 5,489 | 827 | 4,601 | ▲ 888 | |
| 準備金残高 | | 52,076 | 57,565 | 5,489 | 62,166 | 4,601 | |
| ※(内数) | | 8,745 | 8,867 | 122 | 9,044 | 177 | |

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

1. 政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要について

2025(令和7)年度の収支見込は、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案(薬価改定等)を踏まえて算出した結果、収入(総額)が12.0兆円、支出(総額)が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

1. 収入の状況

収入(総額)は、2024(令和6)年度(直近見込)から1,770億円の増加となる見込み。

➤ 「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

2. 支出の状況

支出(総額)は、2024年度(直近見込)から2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➤ 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➤ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

3. 収支差と準備金残高

2025年度の「収支差」は、2024年度(直近見込)より、888億円減少して4,601億円になる見込み。

(収支均衡料率は、9.57%の見込み。)

2025年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

2. 令和7年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

| | | 2023 (R5) 年度 | 2024 (R6) 年度 | 2025 (R7) 年度 | 備考 |
|--------|-------|--------------|--------------------|----------------------------|--------------------------|
| | | 決算 | 直近見込 (2024年12月) | 政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月) | |
| 収入 | 保険料収入 | 11,579 | 10,557 | 10,747 | 2023年度保険料率： 1.82% |
| | 国庫補助等 | 0 | 1 | 1 | 2024年度保険料率： 1.60% |
| | その他 | - | - | - | 2025年度保険料率： 1.59% |
| | 計 | 11,580 | 10,557 | 10,747 | 納付金対前年度比 ⇒ + 126 |
| 支出 | 介護納付金 | 10,793 | 10,835 | 10,961 | |
| | その他 | 0 | 0 | - | |
| | 計 | 10,793 | 10,835 | 10,961 | |
| 単年度収支差 | | 786 | ▲ 278 | ▲ 214 | |
| 準備金残高 | | 542 | 264 | 50 | |

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の2025(令和7)年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2025(令和7)年度は、2024(令和6)度末に見込まれる剰余分(264億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

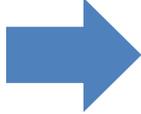
1.60%から2025年4月以降に1.59%へ引き下げた場合の2025年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 463円 (74,064円 → 73,601円)の負担減
[月額] 34円 (5,440円 → 5,406円)の負担減

(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和7年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

参考：令和7年度神奈川支部の健康保険料率と介護保険料率

| | 現行 (令和6年度) | | 令和7年4月納付分から |
|------------|---------------|---|---------------|
| 健康保険料率 | 10.02% |  | 9.92% |
| 介護保険料率 | 1.60% | | 1.59% |
| 合 計 | 11.62% | | 11.51% |

- 介護保険料は、40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)が対象で、全国一律の保険料率です。
- 健康保険料と介護保険料は、労使折半です。